

令和4年度
PTA 総会



豊見城市立
伊良波小学校PTA

令和4年度
伊良波小学校PTA総会

議案審議

- (1) 第1号議案 令和3年度 事業報告
- (2) 第2号議案 令和3年度 決算報告
監査報告
- (3) 第3号議案 学年役員選出の廃止について(案)
- (4) 第4号議案 令和4年度 事業計画(案)
- (5) 第5号議案 令和4年度 予算(案)
- (6) 第6号議案 令和4年度 役員選出(案)

令和3年度 PTA 事業報告

4月	2日(金)	監査(監事 宜保・大城)
	6日(火)	市PTA連合会 役員会
	8日(木)	就任式・始業式(就任者に記念品贈呈)
	9日(金)	入学式(ぬりえ贈呈)
5月	15日(土)	豊見城PTA連合会 総会(書面開催)
	12日(水)	島尻地区PTA連合会 総会
	22日(水)	耳鼻科検診補助(5年 保健体育部)
6月	校外生活指導部	朝の交通安全指導・夜間街頭指導スタート
	花いっぱい部	散水等活動スタート(毎週土曜日)
	1日(火)	市PTA連合会 役員会(書面開催)
	12日(水)	PTA総会(書面開催)
7月	13日(火)	市PTA連合会 役員会(zoom開催)
	14日(水)	市単P事務担当連絡会
	26日(月)	PTA広報誌「いらは」98号発行
8月		
9月	6日(月)	市PTA連合会 役員会(書面開催)
	29日(水)	校内童話・お話大会(3年 成人教育部)
10月	5日(火)	市PTA連合会 役員会
	6日(木)	合同専門部会
	7日(木)	第一回運営委員会(書面開催)
	10日(日)	第1回PTA作業(全学年)
	10日(水)	島尻地区童話・お話大会(予選決勝)
	22日(金)	校外生活指導部 夜間パトロール
	24日(日)	第35回運動会

11月	2日(火)	市PTA連合会 役員会(書面開催)
	10日(水)	島尻地区童話・お話大会(決勝大会)
	17日(水)	市単P事務担当連絡会
	19日(金)	校外生活指導部 夜間パトロール
	26日(金)	第2回 運営委員会
	26日(金)	第1回 豊見城市立学校給食センター運営委員会
12月	3日(金)	市PTA連合会 役員会(書面開催)
	4日(土)	1年レク 玉入れ
	19日(金)	校外生活指導部 夜間パトロール
	19日(日)	学習発表会 ・保護者誘導係
1月	11日(火)	市PTA連合会 役員会(書面開催)
	15日(土)	4年レク 1/2 成人式(コロナ感染予防の為、中止)
	23日(日)	沖縄県PTA研究大会(島尻大会)(書面開催)
2月	8日(火)	市PTA連合会 役員会(書面開催)
	28日(月)	市単P事務担当連絡会
3月	1日(火)	市PTA連合会 役員会
	10日(木)	第3回 運営委員会
	15日(火)	成人教育部 救急救命WEB講習会 発行
	16日(水)	PTA広報紙「いらは小PTA通信」発行
	22日(火)	終了式・離任式(離任者に記念品贈呈)
	26日(土)	6年レク 親子ハーリー乗船体験会

令和3年度 決算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

総収入額 ㉔	3,013,354円
総支出額 ㉕	2,084,575円
差引残高 (㉔) - (㉕) : 次年度の繰越金	928,779円

収入の部

項目	科目	3年度予算額	3年度決算額	差異	備考
1	1 会費	2,213,500	2,221,500	8,000	(会費徴収 2,233,500円) - 返金(12,000円)
2	1 繰越金	791,844	791,844	0	前年度繰越金
3	1 雑収入	0	10	10	預金利息
合 計		3,005,344	㉔ 3,013,354	8,010	

支出の部

項目	科目	3年度予算額	3年度決算額	残額	備考
1	事務局費	1,076,000	935,656	140,344	
	1 需用費	100,000	33,156	66,844	コピー用紙・インク・封筒・その他消耗品
	2 渉外費	80,000	6,500	73,500	島尻地区PTA連合会運営委員会の参加交通費 豊見城市PTA連合会の役員の参加交通費等
	3 諸手当	896,000	896,000	0	会長3万・副会長2万×4名・事務局長1万・書記1万・部長3千×6名・委員長3千×6名・会計6万×12か月 監査5千×2名
2	会議費	100,000	31,926	68,074	
	1 会議費	100,000	31,926	68,074	会議等
3	諸活動費	820,000	628,219	191,781	
	1 研修活動費	50,000	0	50,000	
	2 学年活動費	360,000	323,836	36,164	1年(48,180)2年(60,000)3年(57,756)4年(60,000)5年(60,000)6年(37,900)
	3 各部活動費	410,000	304,383	105,617	花いっぱい(45,8062) 校外(110) 成人教育(0) 環境(17,801) 保体(0) 広報(419,000) 読み聞かせ(0)
4	特別活動費	220,000	133,859	86,141	
	1 内外行事奨励費	140,000	133,859	6,141	新入学ゆめえ、校内童話・お話大会運営費 進級ノート代、卒業生へのコサージュ
	2 対外活動派遣費	80,000	0	80,000	
5	分担金	304,940	307,875	-2,935	
	1 分担金	235,040	236,525	-1,485	地区P連(180,345) 市P連負担金(56,180)
	2 安全会費	69,900	71,350	-1,450	PTA安全会費(71,350)
6	福利厚生費	100,000	61,224	38,776	
	1 慶弔費	30,000	10,000	20,000	
	2 記念品費	50,000	36,950	13,050	就任・離任職員等へ花・記念品
	3 保険料	20,000	14,274	5,726	個人情報漏えい補償制度(12,100) 労働保険(2,174)
7	備品費	150,000	0	150,000	
	1 備品費	100,000	0	100,000	
	2 修繕費	50,000	0	50,000	
8	教育活動協力費	300,000	65,752	234,248	図書室の遮光カーテン(64,560) クラブ講師飲食費(1,192)
9	積立金	150,000	100,000	50,000	記念事業基金へ
10	予備費	84,404	8,690	75,714	前会長写真(8,690)
合 計		3,005,344	㉕ 2084575	472,143	

令和3年度 記念事業基金収支報告

科目	摘要	収支金額	支出金額	差引残高
	前年度繰越	878,604		
振込	令和3年度積立金	100,000		978,604
受取利息		8		978,612
	合計			978,612

令和3年度 PTAまつり実行委員会収支報告

科目	摘要	収支金額	支出金額	差引残高
	前年度繰越	10,279		10,279
入金		-		10,279
出金			-	10,279
	合計	10,279		10,279

令和3年度 会計監査報告

令和3年度、伊良波小学校PTAの会計監査の結果について、次のとおり報告致します。

- 1 監査の対象 令和3年度PTA会計及び特別会計
- 2 監査月日 令和4年4月18日
- 3 監査の結果

PTA会則第15条3項の規定により、会長より提出されました令和3年度PTA会計及び特別会計の現金出納帳及び領収書、その他関係帳簿等について監査を行なった結果、各帳簿とも適正に処理されているものと認めました。

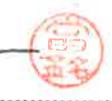
なお、各会計毎の残高については、下記のとおり各普通口座の貯金通帳及び小口現金として保管されていることを確認しました。

記

会計名	金融機関名 及び 小口現金	口座番号	金額
一般会計	農業協同組合豊見城支店	0560621	618,453
〃	小口現金		310,326
記念事業基金	農業協同組合豊見城支店	0056633	978,612
まつり実行委員会	〃	0524901	10,279

令和4年4月18日

監事 宜保安孝 

監事 菅銘章 

第3号議案 学年役員選出の廃止について（案）

PTAでは各学年から役員を選出し、学年委員長の選出と各学年で担っている専門部の部長の選出を行っています。

しかし、共働きの家庭の増加や各家庭の状況の変化により役員選出する体制に負担が大きいのではと懸念されます。また、昨今のコロナ禍でPTAの在り方を見直すべききっかけとなり役員を選出するのではなく「できる人が・できる時に・できる事を」していただくボランティア体制に変えることを提案します。また、専門部の体制につきましては活動内容を見直し、来年度に改革を実施していくことを検討しております。

PTA会則の改正（案）

改正前	改正後
伊良波小学校PTA会則	伊良波小学校PTA会則
第21条 本会の会議は次の通りとする。 (1) 総会 (2) 評議委員会 (3) 運営委員会 (4) <u>学年PTA</u> (5) <u>学級PTA</u>	第21条 本会の会議は次の通りとする。 (1) 総会 (2) 評議委員会 (3) 運営委員会
第28条 学級学級PTAまたは学年PTAは、年間事業計画に基づいて実施し、家庭と学校の連携を密にする。	第28条 廃止
第29条 学年PTAは、各学年の正副委員長をもって構成し、学級PTAは学級の全員をもって構成する。	第29条 廃止
伊良波小学校PTA褒賞細則	伊良波小学校PTA褒賞細則
第2条 被表彰者は、会員の中から次に掲げる事項の他、本会活動の充実発展、学校教育の充実発展のため、顕著な功績を残し、運営委員会で推薦され評議委員会で承認されたものとする。 (1) 会運営 (2) 成人活動 (3) 広報活動 (4) 環境整備活動 (5) 保健厚生活動 (6) 青少年健全育成活動 (7) <u>学年・学級PTA活動</u>	第2条 被表彰者は、会員の中から次に掲げる事項の他、本会活動の充実発展、学校教育の充実発展のため、顕著な功績を残し、運営委員会で推薦され評議委員会で承認されたものとする。 (1) 会運営 (2) 成人活動 (3) 広報活動 (4) 環境整備活動 (5) 保健厚生活動 (6) 青少年健全育成活動

令和4年度 PTA事業計画(案)

令和4年度は、行事を実施したい学年を執行部が支えたり、学年にこだわらない親子行事を実施したいと考えて、事業計画、予算計画を立てました。
新型コロナウイルスの感染状況を見ながらではありますが、無理なく、子どもが友達と楽しめる時間、親子が友達と出会う機会をつくりたいと思います。

	主催事業	主な関連事業	学校関連
4月	・PTA総会(書面開催)		・8日(金)就任式・始業式 ・11日(月)小学校入学式
5月	・22日(日)PTA作業(2・4・6年生)	・14日(土)地区P広報紙クリニック ・市P定期総会(書面開催) ・21日(木)地区P定期総会	
6月	・13日(金)合同専門部会 ・30日(木)PTA運営委員会①		
7月			・地域教育懇談会(伊中校区)
8月		・25日(木)～27日(土) 日・九PTA研究大会(北九州大会)	
9月	・29日(木)校内童話お話大会 ・29日(木)PTA運営委員会②		・市児童オリンピック
10月	・2日(日)PTA作業(1,3,5年)	・童話・お話大会地区予選	・21日(金)地区陸上競技大会 ・30日(日)小学校運動会
11月	・1日(火)PTA運営委員会③ ・27日(日)いらはっ子まつり	・8日(火)童話・お話大会地区決勝 ・26日(土)地区PTA研究大会 (南風原・与那原大会)	
12月		・17日(土)、18日(日) 県PTA研究大会(那覇大会)	・1日(木)地区音楽発表会 ・18日(日)学習発表会
1月	・19日(木)PTA運営委員会④		
2月	・19日(日)PTA作業(全)		
3月	・9日(木)PTA運営委員会⑤		・17日(金)小学校卒業式 ・22日(水)修了式・離任式

※新型コロナウイルス感染状況により延期 中止等の変更もあります

※執行部より交流会・ミニレク等を開催する際はお知らせいたします。

令和4年度 予 算 (案)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入の部

項 目	科 目	3年度予算額	4年度予算額	増・減	備 考
1	1 会費	2,213,500	2,099,500	114,000	5,000円×会員数×95%(P: 411人・T:31人)
2	1 繰越金	791,844	928,779	136,935	前年度繰越金
3	1 雑収入	0	0	0	
合 計		3,005,344	3,028,279	22,935	

支出の部

項 目	科 目	3年度予算額	3年度予算額	増・減	備 考
1	事務局費	1,076,000	1,205,050	129,050	
	1 需要費	100,000	98,000	-2,000	コピー用紙・インク・封筒・消耗品
	2 渉外費	80,000	80,000	0	対外的諸会の参加費・交通費
	3 諸手当	896,000	998,000	102,000	会長3万・副会長2万×4名・事務局長1万・書記1万 部長3千×6名・会計7万×12か月・ 監査5千×2名
	4 通信費	0	29,050	29,050	インターネット接続費 初期費用 9,800円 月額 1,750円×11カ月(2022年5月～2023年3月)
2	会議費	100,000	100,000	0	
	1 会議費	100,000	100,000	0	運営委員会・合同専門会・三役会
3	諸活動費	820,000	670,000	-150,000	
	1 研修活動費	50,000	50,000	0	市P・地区P(糸満)・県P(那覇)研究大会等
	2 親子活動費	360,000	250,000	-110,000	学年レク・親子レク等
	3 各部活動費	410,000	370,000	-40,000	花いっぱい6.5万・校外2.5万・ 成人教育3万・環境7万・保体3.0万・ 広報15万
4	特別活動費	220,000	220,000	0	
	1 内外行事奨励費	140,000	140,000	0	新入学めりえ、校内童話・お話大会運営費 進級ノート代、卒業生へのコサージュ
	2 対外活動派遣費	80,000	80,000	0	児童オリンピック・地区陸上・地区音楽発表会 陸上用スパイクその他
5	分担金	304,940	290,780	-14,160	
	1 分担金	235,040	224,480	-10,560	市P連(P会員数)×55円+30,000円) 地区P連(P会員数)×385円)
	2 安全会費	69,900	66,300	-3,600	安全会掛け金(P会員数×150円)
6	福利厚生費	100,000	100,000	0	
	1 慶弔費	30,000	30,000	0	
	2 記念品費	50,000	50,000	0	就任・離任職員等へ花・記念品
	3 保険料	20,000	20,000	0	個人情報取扱事業者保険・労働保険
7	備品費	150,000	120,000	-30,000	
	1 備品費	100,000	70,000	-30,000	高压洗浄機
	2 修繕費	50,000	50,000	0	
8	教育活動協力費	300,000	270,000	-30,000	軽トラ・図書関連費
9	積立金	150,000	50,000	-100,000	記念事業基金へ
10	予備費	84,404	2,449	-81,955	
合 計		3,005,344	3,028,279	22,935	

※ 予算額の範囲内で項内の流用が出来る

※備考

- 3-2の『学年活動費』を『親子活動費』に変更。令和3年度の『学年活動費』につきましては、学年レクリエーションを実施できなかった学年では、話し合いの結果、以下の記念品を配布しました。
 - 2年 コンパス・赤青えんぴつ・のり
 - 3年 個人用なわとび・集団用なわとび
 - 5年 名入れ鉛筆・鉛筆補助軸
- 令和3年度はコロナ禍が長引いたため、様々な活動が実施できず、予算が未執行となりました。執行できず残った繰越金は、令和4年度予算に組み込み、軽トラックの買換え等に充当いたします。現在の軽トラックは購入から10年を超え、走行中に扉が開くなどの不具合が多く発生しているため、更新が必要と判断しました。
- 伊良波小学校創立記念事業積立金に関する細則にて、積立金の毎年度の上限額は5万円と定められておりますが、令和2年度・3年度は新型コロナウイルスの影響で、いらはっ子まつりが中止となり、これまで行ってきた売り上げ収入からの5万円以外の追加の積立てができなかったため、会費からの積立額を増額いたしました。

令和4年度 役員選出(案)

役 職 名	氏 名
会 長	山崎 新
副 会 長	大浜 辰也 (教頭)
副 会 長	伊川 美由紀
副 会 長	大城 奈月
副 会 長	城間 雅樹
事務局長	嶺井 育馬(教務主任)
書記/会計	瀬長 智代
監 事	宜保 安孝
監 事	當銘 章一
顧 問	當間 朝成(校長)

伊良波小学校 PTA 会則

第一章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、伊良波小学校 PTA と称し、事務所を伊良波小学校におく。

第二章 目的及び活動

第 2 条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) よい父母・よい教職員になるために、家庭と学校と連携を密にし、児童を指導する。
- (2) 児童の生活環境をよくする。
- (3) 学校の教育条件の向上に努める。
- (4) 会員の知識、教養及び教育の向上に努める。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第三章 方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動し、他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会並びに役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第四章 会員

第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 伊良波小学校に在籍する児童の父母やこれに代わる者。
- (2) 伊良波小学校に勤務する職員。
- (3) 本会の趣旨に賛同する者。ただし入会は、運営委員会で決定する。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

- (1) 会費は年額 5,000 円とし、直接会計に納入する。1 学期分ずつまとめて納入するものとする。
- (2) 会員が要保護、準要保護世帯または特別の事情がある場合は、会費を半額免除することができる。

第 7 条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第五章 経理

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入によって支弁する

第 9 条 この経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 10 条 本会の決算は、会計監査を受け総会に報告する。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 役員

第 12 条 本会の役員は、次の通りとする。

会長 1 名 副会長 4 名 監事 2 名 事務局長 1 名 書記 1 名 会計 1 名

第 13 条 会長、副会長、監事は評議委員会によって選出し、総会の了承を得るものとする。
事務局長、書記、会計及び専門部の正副部長は、会長が任命する。

第 14 条 正副会長、監事の任期は2ヵ年とし、専門部の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。
(1) 補欠により選出された役員及び専門部の正副部長の任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表として会を司り、総会、運営委員会、評議委員会、部会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時には、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会長の求めに応じ、又は随時に会計監査を行う。
- (4) 事務局長は、会務に係わる事務を処理する。
- (5) 書記、会計は、次の職務を行う。
 - 1 総会で決定した予算に基づいて、事務局長を補佐し一切の会計事務を処理する。
 - 2 会長の指示にしたがって本会の庶務を行う。
 - 3 記録、通信、その他の書類の管理を行う。
- (6) 会計は本会の会員から会長が委嘱する。

第 16 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、会長が委嘱する。ただし校長は、在任期間中顧問となる。

第七章 専門部

第 17 条 本会に次の専門部をおく。

- (1) 校外生活指導部
- (2) 環境整備部
- (3) 保健体育部
- (4) 広報部
- (5) 成人教育部
- (6) 花いっぱい部

第 18 条 専門部の組織と仕事は、次の通りとする。

- (1) 校外生活指導部は、児童の校外生活指導を実施する。
- (2) 環境整備部は、教育環境の整備をし、児童の学習環境の充実に努める。
- (3) 保健体育部は、保健衛生、体育、給食に関する研究並びにその改善に努める。
- (4) 広報部は、会員に対して情報の伝達、PTA 新聞発行、その他の広報活動を行う。
- (5) 成人教育部は、会員相互の資質の向上を図る。
- (6) 花いっぱい部は、校内・校区内で花いっぱい運動を推進する。
- (7) 教職員、学級の正副委員長は、専門部に配属する。

第 19 条 本会は、各字、地域及び自治会に支部長をおく。

第 20 条 本会に各学年・学級正副委員長をおき、正副委員長は、学年・学級 PTA 集会において選出する。

第八章 会議

第 21 条 本会の会議は次の通りとする。

(1) 総会 (2) 評議委員会 (3) 運営委員会 (4) 学年 PTA (5) 学級 PTA

第 22 条 総会は会員を持って構成し、毎年 5 月までに開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき、又は、会員の 3 分の 1 以上が認めるとき臨時に総会を開催することができる。

第 23 条 総会は、次のことについて行う。

(1) 会則の改正 (2) 事業計画の設定及び変更 (3) 決算報告 (4) 予算の審議
(5) その他必要事項

第 24 条 議事は、全ての出席者の過半数を持って決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 25 条 評議委員会は、顧問、会長、副会長、事務局長をもつて構成し、次の事項を処理する。

(1) 会長、副会長、監事の選出 (2) 総会事項に関する事 (3) その他必要事項

第 26 条 運営委員会は、会長、副会長、校長、事務局長、書記、会計、及び各部正副部長、学年委員長をもつて構成し、総会事項及び運営について審議する。

第 27 条 評議委員会及び運営委員会は、会長が必要と認めるとき、臨時に開催することができる。

第九章 学年・学級 PTA

第 28 条 学級 PTA または学年 PTA は、年間事業計画に基づいて実施し、家庭と学校の連携を密にする。

第 29 条 学年 PTA は、各学年の正副委員長をもつて構成し、学級 PTA は学級の全員をもつて構成する。

第十章 帳簿

第 30 条 本会に次の帳簿をおく。

(1) 会員名簿 (2) 会則簿 (3) 会計簿 (4) 書記録簿

第 31 条 帳簿等 PTA 書類の保管期間を 10 年と設け、それ以前の書類に関して廃棄を可能とする。

第十一章 付則

第 32 条 会の褒賞、慶弔に関しては、別に細則を設ける。

第 33 条 この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

この会則は、平成 15 年 4 月 26 日改正。

この会則は、平成 19 年 5 月 8 日改正。

この会則は、平成 22 年 4 月 30 日改正。

この会則は、平成 28 年 5 月 2 日改正。

この会則は、令和元年 5 月 10 日改正。

この会則は、令和 2 年 6 月 5 日改正。

この会則は、令和 3 年 5 月 26 日改正。

伊良波小学校 PTA 褒賞細則

【目的】

第1条 本細則は、本会の目的遂行に尽力したことに対して、表彰を行うことについて規定し、もって会活動のより一層の充実発展に寄与することを目的とする。

【被表彰者】

第2条 被表彰者は、会員の中から次に掲げる事項の他、本会活動の充実発展、学校教育の充実発展のため、顕著な功績を残し、運営委員会で推薦され評議委員会で承認されたものとする。

- (1) 会運営
- (2) 成人活動
- (3) 広報活動
- (4) 環境整備活動
- (5) 保健厚生活動
- (6) 青少年健全育成活動
- (7) 学年・学級 PTA 活動

【表彰の方法】

第3条 表彰は表彰状を授与し、又は、感謝状を贈呈して行う。

【表彰の時期】

第4条 表彰は、本 PTA 総会において行うことを原則とする。

【選考委員】

第5条 選考委員会は、会長、副会長、事務局長、顧問、その他会長が必要と認める者を以て構成する。

【付則】

本細則は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

本細則は、令和元年 5 月 10 日改正

伊良波小学校 PTA 慶弔に関する細則

第一章 摘要範囲

第1条 この細則は、本会会則第31条に基づき、本会の会員、その家族および本校発展に寄与した者に適用する。

第二章 慶弔

第2条 次の場合は、5000円の慶弔金をおくる。
(1) 本会の会員および本校の児童が死亡したとき。

第3条 本会の会員が火災や天災にあった場合は、見舞金として5000円をおくる。

第4条 本校発展に顕著な功績のある者が死亡した場合は、弔慰金として5000円をおくる

第5条 本細則により難しいときは、運営委員会の判断によって執行することができる。

第6条 本細則の執行には、会長またはその代理者があたる。

【付則】

本細則は、平成10年5月2日から適用する。

本細則は、平成17年4月30日改正

本細則は、令和元年5月10日改正

伊良波小学校創立記念事業積立金費に関する細則

【目的】

第1条 本細則は、伊良波小学校創立記念事業を開催する際、この事業を円滑に実施する事を目的とする。

【積立の方法】

第2条 積立金は、会費・寄附金及びその他の収入によって毎年度 50,000 円を上限として積み立てる事とする

第3条 積立金は、「いらはっ子まつり」開催による剰余金がある場合その剰余金全額を積み立てる事とする。

【積立の取り崩し】

第4条 積立金取り崩しは、伊良波小学校創立記念事業期成会が設立され、PTA 総会において、取り崩しの承認を受けた時とする。

【付則】

本細則は、平成 24 年 5 月 2 日から適用する。

本細則は、令和元年 5 月 10 日改正